

(別 紙 1)

中心市街地活性化法施行令第8条の改正によるTMOになりうる主体の変更等について

改正前		改正後	
主体	要件	主体	要件
商工会・ 商工会議所	特になし	商工会・ 商工会議所	特になし
特定会社	・中小企業者の出資 ・大企業者の出資割合が1/2未満 ・地方公共団体の出資が3%以上	特定会社	・中小企業者の出資 ・大企業者の出資割合が1/2未満 ・地方公共団体の出資が3%以上
財団法人	・基本財産の <u>3/100以上</u> が地方公 共団体により拠出されていること	財団法人	・基本財産の <u>全部若しくは一部</u> が地 方公共団体により拠出されているこ と
-	-	<u>社団法人</u>	・ <u>地方公共団体がその社員であるこ と</u>
-	-	<u>NPO法人</u>	・ <u>地方公共団体がその社員であるこ と</u> ・ <u>商工会・商工会議所と共同で中小 小売商業高度化事業構想の認定の 申請を行うこと</u>